

答 申 書

うきは市情報公開・個人情報保護審議会

第1 審議会の結論

うきは市長（以下「実施機関」という。）による令和6年11月20日付公文書不存在決定処分は妥当であるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第2 審査請求に至る経緯

- 1 令和6年11月13日、審査請求人は、実施機関に対し、うきは市情報公開条例（平成17年条例第8号、以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり情報公開請求を行った。

件名①	2024年6月7日議員政治倫理検証特別委員会報告書を受領後の庁内協議の内容と記録・資料一斉
件名②	顧問弁護士との協議内容と記録及び会計書類の一斉
件名③	2024年1月12日の中野前公室長の大声での「公文書偽造」発言、2月2日の高木前市長・中野前公室長の「公文書偽造」発言についての見直しを検討した庁内協議の内容と記録・資料一斉
件名④	1月12日中野前公室長の大声での「公文書偽造」発言についてハラスメントに当たるのか協議した内容と資料一斉。また、その場に居合わせた市管理職の対応についての庁内協議記録とその後の取組の一斉

- 2 実施機関は、1の情報公開請求に対し、次のとおり決定処分を行い、審査請求人に通知した。

件名①～④に対する処分	令和6年11月20日付公文書不存在決定（6う総法第184号）
公文書が存在しない理由	①記録・資料の文書が不存在のため。 ②協議の記録・会計書類ともに不存在のため。 ③見直しを検討した協議内容の記録・資料が不存在のため。 ④ハラスメントに当たるのかを協議した記録や資料、取組に関する文書が不存在のため。

- 3 令和7年2月18日、審査請求人は、条例第17条第1項の規定により、本件処分を不服として実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 本件審査請求の趣旨

本件審査請求に係わる処分（公文書不存在決定）を取消し、公開を求めた文書の存在決定を認めること。また、議会との約束を誠実に履行し、取消、謝罪、損害賠償を行うこと。さらに、うきは市からハラスメントをなくしていくための取り組みを早急に取り組むこと。

2 本件審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論意見書及び口頭意見陳述によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 実施機関は「公文書偽造」と一貫して主張してきたが、弁明意見書では「公文書の疑いがあることから」と変更しており何らかの協議がなされていると考える。また、実施機関は議員政治倫理検証特別委員会（以下「特別委員会」という。）報告後に庁内協議を実施するとの令和6年2月2日開催のうきは市議会全員協議会（以下「全員協議会」という。）の約束を履行しておらず、公文書偽造であるとの態度をとり続けていることは、何がしかの協議を行っていると考えられる。
- (2) 特別委員会報告書では「公文書偽造罪に該当するとは言い切れないと考える」、「偽計業務妨害には当たらないと判断した」との報告があり、実施機関の主張と異なる判断が示されたにもかかわらず、顧問弁護士への確認・相談をしないことはありえない。また、総務課長が人事異動で新たに就任し、本件審査請求事案の引き継ぎがあっていることで、何らかの協議がなされているものと考えられる。
- (3) 中野前市長公室長の大声での「公文書偽造」発言については、「うきは市職員のハラスメント防止等に関する規程」に抵触する行為であり、ハラスメント処理委員会の委員である立場にありながら大声で恫喝した行為はハラスメントに当たり、総務課長が人事異動で新たに就任したことから何がしかの協議を行っていると考えられる。

第4 実施機関の説明の要旨

実施機関は、本件処分の理由を概ね次のとおり説明している。

- 1 令和5年12月に審査請求人が市民に配布した「令和5年7月豪雨災害義援金について」と記載された文書（以下「本件文書」という。）について公文書偽造の疑いがあることから、令和6年1月12日に中野前公室長が審査請求人に対し公文書偽造を指摘した。その後、令和6年1月22日開催の全員協議会において全ての議員で本事案を共有した。その後、令和6年2月2日開催の全員協議会において、高木前市長、中野前公室長を始めとする関係職員出席のもと本事案に対するうきは市の見解を伝えるとともに、同市議会に対し原因究明及び再発予防のための措置をとっていただきたい旨を伝えたものである。その結果を受け、同市議会は特別委員会を設置し、令和6年うきは市議会6月定例会において、特別委員会による検証結果、再発防止策等の報告が行われた。
- 2 上記のとおり、実施機関は令和6年2月2日開催の全員協議会にて同市議会に対し、本件における原因究明及び再発予防のための措置をとっていただく申し入れを行ったものである。その際に、「議会对応を見守って、その後に判断したい。」との説明も行い、事件発生当初から実施機関の主張は一貫しており、特別委員会の報告によりその申入れが履行されたと認識している。したがって、特別委員会報告後に庁内協議等を行う必要性はなく、協議を実施していないため記録・資料の一斉が存在せず、公文書不在決定としたものである。以上のことから、公文書不存在とした処分には、違法又は不当な点は何ら存在しないものである。
- 3 なお、請求者からの審査請求書に対し、「審査請求に関わる処分（公文書不在決定通知書）を取消し、公開を求めた文書の存在決定を認めること。」については、条例第15条に規定する審査請求の対象となるが、「また、議会との約束を誠実に履行し、取消、謝罪、損害賠償を行うこと。さらに、うきは市からハラスメントをなくしていくための取り組みを早急に取り組むこと。」については、審査請求の対象外であるため、このことに関しての意見は差し控えるものである。

第5 調査審議の経過

当審議会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

日 付	経 過
令和 7 年 3 月 3 日	・ 諮問書の受理 ・ 実施機関から弁明意見書を収受
令和 7 年 3 月 1 7 日	・ 審査請求人から反論意見書を収受 ・ 審査請求人から口頭意見陳述申立書を収受
令和 7 年 4 月 2 8 日	・ 第 1 回情報公開・個人情報審議会を開催 審議、口頭意見陳述、その他
令和 7 年 5 月 8 日	・ 審査請求人から追加意見書を収受
令和 7 年 5 月 1 6 日	・ 審査請求人から提出された追加意見書について (書面による意見聴取)

第 6 審議会の判断

1 審査請求人による本件情報公開請求の対象文書①ないし③についての公文書不存在決定について

審査請求人の主張は要するに、本件文書について、令和 6 年 1 月 1 2 日に中野前公室長から公文書偽造にあたるという断定的な表現で指摘をされたにもかかわらず、同年 6 月 7 日付特別委員会の報告書では公文書偽造に該当するとは言い切れないとの判断がされていることから、実施機関において、改めて本件文書が公文書の偽造にあたるかどうかという点について検討がなされたはずであるという点にある。

ところで、特別委員会は、実施機関が市議会に対して本件の原因究明及び再発防止のための措置の検討を依頼したことから設置されたものであるところ、特別委員会の調査では、審査請求人の指摘するとおり、本件文書が公文書偽造に該当するとは言い切れないとの指摘がなされている。他方で、審査請求人が本件文書を作成、配布したことについては、議員の権限の範囲を超え、市民に疑念を生じさせるものであり、政治倫理に反するものであるなどとして、うきは市議会基本条例第 2 1 条第 1 項、同第 2 項、同第 3 項に該当するものであり、審査請求人に猛省を求めるとの検証結果となっている。その上で、再発防止策として、議会全体でコンプライアンス研修を行うこと、公文書等について担当部署の許可なく使用または複製をしてはならないこと、議員一人ひとりが議員の職務分掌の範囲を再認識することといった提案

がなされた。

この報告書の内容について、実施機関の説明は次のとおりである。すなわち、実施機関としては、本件の原因究明、再発防止がなされることが重要なのであって、特別委員会が指摘した審査請求人の行動の問題点や再発防止策が提案されていることで、実施機関が求めたことは対応してもらったという評価であり、同報告書の内容に異論を挟むことはなかったし、さらに市議会に対して何かを求めるということもなかった。そのため、本件文書が公文書偽造に該当するとは言い切れないという指摘についても特にそれ以上検討は行わなかった。

以上の実施機関の説明は、令和6年2月2日の全員協議会における実施機関側の発言内容や同報告書が提出された後に実施機関が審査請求人に対して法的措置を講じたとか、それを検討したことをうかがわせるような事情が認められないことなどからすれば、特段不自然、不合理なものとはいえない。

その他一件記録によっても、同報告書が市議会に提出された後に、実施機関において本件文書が公文書偽造に該当するかどうか改めて検討したことをうかがわせるような事情はうかがわれない。

そうすると、実施機関による、本件文書が公文書偽造に該当するかどうかについて改めて検討は行わなかったという説明には信用性が認められる。

従って、当審議会としては、上記の本件情報公開請求の対象文書①ないし③は存在しないものと認める。

よって、これらについて不存在とした実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求人による本件情報公開請求の対象文書④についての公文書不存在決定について

審査請求人は、令和6年1月12日の中野前公室長の発言がハラスメントにあたるかどうかを協議した文書等が存在するはずと主張する。

しかしながら、全員協議会や特別委員会においての議論の対象は、本件文書が公文書偽造にあたるかどうか、審査請求人が本件文書を配布したことが相当だったかどうかといった点であり、前公室長の発言がハラスメントに該当するかどうかについて議論ないし検証はされていない。

また、一件記録によっても、審査請求人から実施機関に対して、前公室長の発言がハラスメントにあたるという正式な申し入れを行ったという事情は認められない。

そうすると、前公室長の発言がハラスメントに該当するかどうかを検討していないという実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点は認められない。

従って、当審議会としては、上記の本件情報公開請求の対象文書④は存在しないものと認める。

よって、同文書について不存在とした実施機関の決定は妥当である。

3 以上より、実施機関による本件公文書不存在決定処分はいずれも妥当であるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 なお、審査請求人は審査請求書の中で実施機関からの謝罪や損害賠償、また、ハラスメント防止への取り組みを求めているが、これらについては審査請求の対象ではないため検討しない。

令和7年6月2日

うきは市情報公開・個人情報保護審議会